

予算大綱説明

平成30年2月

東三河広域連合

本日、ここに平成30年2月東三河広域連合議会定例会を招集し、新年度予算のご審議をお願いするにあたり、広域連合長として広域連合運営についての所信の一端と予算の大綱を申し上げ、住民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東三河広域連合が設立され、3年の月日が経過いたしました。

この間、取り組みの3本柱であります「共同処理事務」、「広域連携事業」、「権限移譲事務」を着実に進めてまいりました。

その結果、東三河広域連合の存在が徐々にではありますが、地域で認知されるようになり、併せて住民や関係団体から寄せられる期待も大きくなってきています。

また、広域連合設立以降は、「海フェスタ東三河」といったイベントはもとより、官民間問わず様々な場面で「東三河はひとつ」を意識した取り組みが見られるようになり、市町村の壁を越え地域を単位とした一体感が芽生えつつあることも実感できるようになりました。

一方、国が強力に推し進めているアベノミクスにより、国内経済は雇用・所得環境の改善が続き、民需を中心に景気回復が見込まれるとの見解が示されているものの、人口減少や若者の都市部への流出に歯止めがかからないなど、この東三河を含め地方を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

こうした地方が抱える課題への対応には、個々の市町村が取り組むことで効果が期待できるものもあれば、地域全体が一丸となって広域的に対応することで、より大きな効果が期待できるものも数多くあると考えており、これに対応していくのが私ども広域連合の役割であると考えております。

私は、こうした観点から山積する課題に真っ向から取り組むべく、広域連合長として広域連合の舵取りをしっかりと行ってまいり所存です。

さて、いよいよ平成30年4月からは、介護保険事業を開始いたします。

平成12年度にスタートいたしました介護保険制度は、急激な高齢化の進展による介護給付費の増加や介護人材の不足などにより、将来に向けた安定した介護保険基盤の整備が喫緊の課題となっております。そのような中、東三河広域連合が進めている保険者統合の取り組みは、国の経済財政諮問会議の中でも課題解決のための広域化の事例として取り上げられるなど、先進的な取り組みとして注目を浴びています。

現在、統合準備は大詰めを迎えているところですが、事業の円滑な開始とともに、「安定的な財政基盤の構築」、「広域的なサービスの提供体制の確立」、「事務の効率化」といった統合効果を十分に発揮できるよう、最後まで気を緩めることなく万全の体制で進めてまいります。

また、東三河地域に暮らす者にとって、地域の持続的な発展は共通の願いであります。この願いを成就させるためには、東三河地域における人口減少を抑制しつつ、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出すことで地域の持続的な発展を図っていく必要があります。

東三河広域連合では、昨年2月に「東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に係る取り組みを開始いたしました。

平成30年度は、この取り組みをさらに進めることとし、県内の地域で唯一人口減少が始まっている現状に鑑み、人口減少を抑制すべく若い世代の転出抑制に力を入れてまいります。

地方創生に係る取り組みは始まったばかりですが、構成市町村、関係機関と緊密に連携を図りながら取り組みを積み重ねていくことで、地域が持続的に発展し住民の皆様が真の豊かさを実感することのできる「東三河」を実現してまいりたいと考えております。

以上が、広域連合の運営に臨む私の所信の一端でございます。

続きまして、新年度予算の主な内容について申し上げます。

まずは共同処理事務でございます。

介護保険に関する事務につきましては、東三河広域連合での事務開始初年度となることから、まずは、堅実な事務の実施に努めてまいります。また、事務の実施にあたっては、介護保険サービスの選択肢の拡大や広域連携による新サービスの展開などにより、保険者統合によるメリットを最大限に引き出していくとともに、策定する第7期介護保険事業計画に基づき、介護人材の「確保」、「定着」、「育成」、また、介護を行う家族の経済的負担の軽減を図る家族介護用品券の給付、さらにはグループホームへの入居支援などの事業に取り組むことにより、東三河地域が抱える諸課題に対応してまいります。

なお、介護保険に関する事務につきましては、新たに介護保険特別会計を設けて予算執行を行ってまいります。

滞納整理に関する事務につきましては、引き続き愛知県東三河地方税滞納整理機構と連携して滞納整理事務を行うとともに、構成市町村の徴税吏員を対象とした研修を実施し、専門知識の習得や技術の向上に寄与することで、東三河地域全体の徴収率向上に努めてまいります。また、介護保険事務の開始に伴い、介護保険料の滞納整理事務についても新たに組み込んでまいります。

消費生活相談等に関する事務につきましては、引き続き各センターに相談員を配置することで、住民から寄せられる複雑化、巧妙化する消費者トラブルに的確に対応してまいります。また、消費者への啓発につきましては、スマートフォンの普及に伴うSNSなどによる消費者トラブルの防止を図るため、これまでの出前講座等に加え、小学生を対象としたリーフレットを新たに作成するなど、若者を対象とした事業を充実してまいります。

次に広域連携事業についてでございます。

平成30年度は、地方創生への新たな取り組みといたしまして、学生に地元企業の魅力を知ってもらうことで東三河への就職を

促進するため、学生と地元企業が気軽に交流できるカフェを設置するほか、地元企業のインターンシップ情報を集約し、広く学生に提供するなど、学生と企業とのマッチング機会の創出にも力を入れてまいります。

また、東三河特産品の販路拡大、さらには地域の魅力発信を目的として、県内の集客力の高いショッピングモールで東三河物産展を開催してまいります。

以上が新年度に実施いたします主な事務・事業となります。

これら事務・事業の実施にあたりましては、構成市町村と緊密に連携を図るとともに、必要に応じて東三河県庁をはじめ東三河広域経済連合会など関係団体とも連携してまいりたいと考えております。

以上、ご説明申し上げました事務・事業を盛り込み編成いたしました、平成30年度予算は、

一般会計が、85億3,030万円

介護保険特別会計が、605億4,500万円となり、

全会計の総額は、690億7,530万円となっております。

住民の皆様並びに議員各位におかれましては、今後とも東三河広域連合の運営に対しまして、深いご理解とご協力をお願い申し上げ、予算大綱説明とさせていただきます。

なお、このほか、今議会には条例案や単行案を提出しております。詳細につきましては、議事の進行に伴い、関係部課長からそれぞれ説明させますので、よろしくお願いたします。